

**通知預金規定**

改正後	現 行
<p>通知預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p><b>1. 預金契約の成立</b> 当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p><b>1の2. 預入れの最低金額</b> (以下省略)</p>	<p>通知預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。</p> <p><b>1. 預入れの最低金額</b> (以下省略)</p>